

新旧対比表（タカラヅカレビューSTACIA会員規約（本会員版））

旧	新
<p>第6条（規約の変更、承認）</p> <p>本規約が改定され、その改定内容が発行三社から会員に通知または公表された後に、会員がカードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。</p>	<p>第6条（規約の変更、承認）</p> <p>本規約が改定され、その改定内容が発行三社から会員に通知または公表された後に、会員がカードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。</p> <p>また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p>
<p>第15条（代金決済口座及び決済日）</p> <p>1.会員が三井住友に支払うべきカード利用に基づく一切の債務は、会員が支払いのために指定した預金口座（会員名義に限る）から口座振替、証券口座（会員名義に限る）から引落しまたは通常郵便貯金（会員名義に限る。以下預金口座、証券口座及び通常郵便貯金を総称して「決済口座」という）から自動払込みにより支払うものとします。但し、会員が希望し三井住友が適当と認めるときは、三井住友の指定する預金口座への振込等三井住友が別途指定する方法で支払うものとします。</p> <p>2.三井住友に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。但し、三井住友若しくは金融機関の都合により、10日の支払期日が毎月8日となることがあります。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。</p> <p>3.三井住友は、会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所宛に送付します。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に三井住友に対し異議を申出るものとします。</p> <p>2025.2改定</p>	<p>第15条（代金決済口座及び決済日）</p> <p>1.会員が三井住友に支払うべきカード利用に基づく一切の債務は、会員が支払いのために指定した預金口座（会員名義に限る）から口座振替、証券口座（会員名義に限る）から引落しまたは通常郵便貯金（会員名義に限る。以下預金口座、証券口座及び通常郵便貯金を総称して「決済口座」という）から自動払込みにより支払うものとします。但し、会員が希望し三井住友が適当と認めるときは、三井住友の指定する預金口座への振込等三井住友が別途指定する方法で支払うものとします。</p> <p>2.三井住友に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。但し、三井住友若しくは金融機関の都合により、10日の支払期日が毎月8日となることがあります。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。</p> <p>3.「タカラヅカレビューSTACIAカード」については、三井住友は、会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所宛に送付します。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に三井住友に対し異議を申出るものとします。</p> <p>2025.9改定</p>

※赤字部分が改定された箇所